



- 1 サンプルの梱包、発送方法について教えてください。 P①
- 2 レベル1～3について、対象の建材はどんな物がありますか？ P①
- 3 アスベスト用のごみ袋って決まりがありますか？ P①
- 4 特に気を付けた方がいいアスベストはありますか？ P②
- 5 お風呂のタイルにもアスベスト含有の可能性がありますが？ P②
- 6 報告書の保管義務はあるのですか？ P②
- 7 アスベストの「含有率」が高いと、何か工程が増えますか？ P③
- 8 「ロックウール」と「石綿」って違いますか？ P③
- 9 自分で石綿の有無を確認する方法はありますか？ P③
- 10 1法と2法では何が違うのですか？ P④
- 11 石綿事前調査はなぜ必要なのですか？ P④
- 12 石綿含有が見つかった場合どうすればよいですか？ P④
- 13 うちの会社には資格者がいないのだけど、どうしたら良いですか？ P⑤
- 14 分からない事に関して、教えてくれる先があつたらいいのに P⑤
- 15 アスベストに関する法規制はどのような物があるのですか？ P⑤
- 16 アスベスト作業に必要な資格とは何がありますか？ P⑥
- 17 「みなし」で工事を始めた方が安くつくのではないですか？ P⑥
- 18 アスベストの作業をしている従業員には P⑥
特別な健康診断を受けさせないといけませんか？

調査



よくある質問 Q&A 集

INDEX

- 19 建物の着工日において、アスベストが使用禁止となった日(2006年9月1日) … P7
以降の場合は、アスベスト調査は必要ないですか？
- 20 事前調査無しで採取分析を実施しても良いですか？ …… P7
- 21 「みなし」にすれば事前調査は必要ないのでしょうか？ …… P7
- 22 石綿調査から除去、処分までの流れを知りたいです。 …… P7
- 23 事前調査を行政に報告する義務はありますか？ …… P8
- 24 調査にはどんな種類がありますか？ …… P8
- 25 事前調査をしないと罰せられますか？ …… P8
- 26 他県でも調査してもらえますか？ どこまで調査に行ってもらえますか？ …… P9
- 27 壁に少し穴を開けるだけの工事なのに、本当に調査がいるのですか？ …… P9
- 28 労働基準監督署は、解体工事や改修工事の現場で何をチェックしているので … P9
すか？
- 29 分析は絶対必要ですか？ …… P9

採取

- 30 塗料の分析を依頼するのに、本当に3カ所も採る必要があるのですか？ …… P10
- 31 パッキン等で採取量が数mmしか取れない場合でも分析は可能ですか？ …… P10
- 32 サンプルの採取量はどれくらい必要ですか？ …… P10
- 33 自分のやっている採取方法が、本当に正しいかわかりません。 …… P11
- 34 採取は資格なしで出来ますか？ …… P11
- 35 採取は、1検体につき、何カ所から採取すればよいですか？ …… P11

基本
1

Q

サンプルの梱包、発送方法について教えてください。

A

飛散によるアスベストの暴露を防ぐ必要があります。チャック付のポリ袋を2重にして、レターパック等でお送り下さい。
弊社にて採取袋をご用意しております。御連絡を頂けますと発送致します。

基本
2

Q

レベル1～3について、対象の建材はどんな物がありますか？

A

目で見えるアスベスト建材(第2版)

<chrome-extension://efaidnbnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.mlit.go.jp/common/000026960.pdf>

建築物などの解体などに関わる石綿暴露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(4 建築物等の解体等における飛散防止対策)

<chrome-extension://efaidnbnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.env.go.jp/air/asbestos/202503zenbun.pdf>

こちらで確認ができます。

基本
3

Q

アスベスト用のごみ袋って決まりがありますか？

A

厚さ0.15mm以上のものが望ましい、とされています。

0.15mm以下の厚さだと受け取らない処分場が多く、0.15mm以上の厚さの袋のご使用をお勧めします。

基本
4

Q

特に気を付けた方がいいアスベストはありますか？

A

アスベストは全部で6種類あります。

クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトです。

上記の中で、特に気を付けた方がいいアスベストは、「アモサイト」と「クロシドライト」です。世界で使用されているアスベストの9割以上は、「クリソタイル」ですが、発がん性につきましては、アモサイトはクリソタイルの100倍、クロシドライトは500倍、との見解もあります。クロシドライトは有毒性が一番強いですが、検出されることは少ないです。

基本
5

Q

お風呂のタイルにもアスベスト含有の可能性はありますか？

A

お風呂のタイルのような磁器タイルは、基本的にはアスベストは入っていないと言われていますが、タイルの横の目地、タイルの裏の接着剤や下地などからアスベストが検出されることがあります。

基本
6

Q

報告書の保管義務はあるのですか？

A

建物調査の報告書で3年間、分析結果の報告書で40年間の保管義務があります。

基本
7

Q

アスベストの「含有率」が高いと、何か工程が増えますか？

A

特に工程は増えません。作業レベル(1～3)も変わりません。但し、「含有率」が高い時は、暴露しないように十分にお気をつけ下さい。

基本
8

Q

「ロックウール」と「石綿」って違いますか？

A

確かにロックウール＝「岩綿」なので、「石綿」と似たものに感じますが、まったくの別物です。

ロックウールは、「人造の鉱物繊維」で、アスベストは「天然の鉱物繊維」です。国際がん研究機関による分類では、ロックウールは発がん性がないとされており、1970年代にアスベストの健康被害が大きく問題となった後で、代替品として広く使われるようになりました。

基本
9

Q

自分で石綿の有無を確認する方法はありますか？

A

目視で確認した建材は、石綿(アスベスト)含有建材データベース(以下「データベース」と照合することにより、一部建材は石綿含有建材として判断することができます。ただし、データベースに記載がないからといって、石綿含有無しと判断してはなりません。この点については、厚生労働省の資料や関連するリーフレットでも注意喚起されています。

石綿含有建材データベースは、建設事業者、解体事業者、住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類・含有率等の情報を提供するものです。

基本
10

Q

1法と2法では何が違うのですか？

A

1法(JIS A 1481-1)、2法(JIS A 1481-2)両方ともアスベストの含有の有無を確認するための分析方法となります。

2法は日本独自の様式で、天然鉱物に対応できず、微細な繊維を見落とす恐れがあります。

1法は国際規格に準拠した様式で、すべてのアスベストに対応しており、検出・不検出に加え、簡易定量も行えます。

基本
11

Q

石綿事前調査はなぜ必要なのですか？

A

石綿調査に基づいた適切な管理・工事を行うことで工事業者や現場周囲の住民の健康リスクをなくし、不要なコストを削減することができます。過去には石綿の調査・管理方法が不適切なため社会的な不利益を招いた事例があります。

基本
12

Q

石綿含有が見つかった場合どうすればよいですか？

A

石綿含有建材のレベルや作業内容に応じて、規定された石綿飛散防止対策が必要となります。特にけい酸カルシウム板第1種には注意が必要で、切断を行う場合はレベル2建材に準じた飛散防止対策が必要です。

基本
13

Q

うちの会社には資格者がいないのだけど、
どうしたら良いですか？

A

弊社の資格者数は全国トップクラスです！お気軽に御相談下さい。

基本
14

Q

分からない事に関して、教えてくれる先があったらいいのに

A

どんなことでもお聞きください。経験豊かな調査者がアドバイス致します。

基本
15

Q

アスベストに関する法規制はどのような物があるのですか？

A

主に5つの関係法令があります。

建築基準法

建築物の最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、吹付けアスベスト等の建築物への使用禁止及び増改築、大規模修繕・模様替の際に除去を義務づけています。

労働安全衛生法(石綿障害予防規則)

職場における労働者の安全と健康の確保を目的として、アスベストを重量の0.1%を超えて含有する製剤等の製造、輸入、使用等の禁止、建築物の解体等の作業における労働者へのアスベストばく露防止措置等を規定。

大気汚染防止法

事業活動や建築物等の解体等に伴う大気汚染を防止し、国民の健康保護、生活環境の保全、被害者の保護を図ることを目的として、建築物解体等の作業の届出、建築物解体等の作業基準(吹付けアスベスト、アスベストを含有する保温材等の除去等)を規定。

廃棄物の処理及び清掃に関する法(廃棄物処理法)

廃棄物の排出抑制、適正処理等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃石綿等を含む廃棄物の特別な管理等を規定。

宅地建物取引業法

建物についてアスベスト使用の有無の調査結果が記録されている時は、その内容を重要事項説明として建物の購入者等に対して説明することを規定。

基本
16

Q

アスベスト作業に必要な資格とは何がありますか？

A

主に下記の資格があります。

石綿作業主任者…アスベストの除去作業を現場で指揮監督し、作業計画の立案をするのに必要な資格です。アスベストの取り扱いを行う事業者で、最低一人専任する必要があります。

石綿取扱作業従事者…アスベスト含有建材を運搬するなど、実際にアスベストに関わる仕事をする際に取得が義務付けられている資格です。

石綿含有建材調査者…アスベストの事前調査を行う際に必要な資格です。

石綿作業主任者…アスベスト含有建材の除去作業などを行う際、安全に行う為の作業指揮・監督を行う際に必要な資格です。

基本
17

Q

「みなし」で工事を始めた方が安くつくのではないですか？

A

みなしにする事で「調査・分析費用」を安くあげる事には繋がります。但し、アスベストが含有していない建材も、飛散させない等の処置と対応が必要になることに加え、一般廃棄物で処分できる物もアスベスト含有建材として処分をする為、工事費用としては高くなる場合があります。

基本
18

Q

アスベストの作業をしている従業員には特別な健康診断を受けさせないといけませんか？

A

厚生労働省より、「石綿作業従事者に対する健康診断」の既定が有り、6ヶ月以内毎に1回の定期健康診断を受ける事が義務付けられています

調査
19

Q

建物の着工日において、アスベストが使用禁止となった日（2006年9月1日）以降の場合は、アスベスト調査は必要ないですか？

A

目視調査や分析は必要ありません。但し80㎡以上の工事及び、100万円以上の工事には事前調査及び報告は必要となります。

調査
20

Q

事前調査無しで採取分析を実施しても良いですか？

A

採取分析前の事前調査は必須です。事前調査により同一製品の範囲を判断し、それをもとに採取箇所を決定することとなります。

調査
21

Q

「みなし」にすれば事前調査は必要ないのでしょうか？

A

「みなし」とは、資格者が事前調査を行った上で判断する事ですので、事前調査を省略することはできません。

調査
22

Q

石綿調査から除去、処分までの流れを知りたいです。

A

書面調査→現場での目視調査→試料採取→分析調査→現場作業→目視による完了確認→処分の流れとなります。

調査
23

Q

事前調査を行政に報告する義務はありますか？

A

下記条件に該当する場合は所轄労働基準監督署長と都道府県知事等に届け出が必要です。

【建築物】…解体部分の床面積の合計が80平方メートル以上、請負金額が合計100万円以上

【工作物】…請負金額が100万円以上

調査
24

Q

調査にはどんな種類がありますか？

A

事前調査の流れとして、図面調査→目視調査→採取→分析→報告書作成となります。

図面調査とは設計図書や改修履歴などからアスベストの使用履歴を追っていきます。

図面調査後に、現地にて目視調査を行い、履歴の残っていない補修・改修が無いかを含めた調査を行います。

アスベストが含有しているか特定できない物に関してはその後に採取・分析を行い確定していきます。

調査
25

Q

事前調査をしないと罰せられますか？

A

アスベストの事前調査を怠ったり、調査結果の掲示をしなかった場合、虚偽の報告を行ったり、報告事態を怠った場合は、大気汚染防止法違反として、30万円以下の罰則が科せられる可能性があります。

調査
26

Q

他県でも調査してもらえますか？
どこまで調査に行ってもらえますか？

A

対応致します。お気軽にお問い合わせ下さい。

調査
27

Q

壁に少し穴を開けるだけの工事なのに、
本当に調査がいるのですか？

A

小さな工事でも事前調査は必要です。金額、面積の大小にかかわらず調査する必要があります。

調査
28

Q

労働基準監督署は、解体工事や
改修工事の現場で何をチェックしているのですか？

A

大気汚染防止法や石綿則で、周辺住民・作業従事者に対し、見やすい場所に事前調査の結果と作業内容等を掲示することが定められています。最低でも、この掲示がされているかのチェックを行っていると思われます。

調査
29

Q

分析は絶対必要ですか？

A

「石綿(アスベスト)含有建材データベース」で含有が確認できた建材や、建築物石綿含有建材調査者が「みなし」と判断した建材は必要ありません。その他の建材に関しては、調査することをおすすめします。弊社では過去12万件以上の分析結果から、みなしとするか分析した方が良いかのアドバイスが出来ます。御相談下さい。

採取
30

Q

塗料の分析を依頼するのに、
本当に3カ所も採る必要があるのですか？

A

外壁などに使用される塗料(吹付材・仕上塗材)は、工事現場で希釈、攪拌される事が多く、同じ壁面でもアスベストが含有している場所、含有していない場所に均一性が無い事がこれまでの経緯で確認が取れています。その事から、より確実性を取る為に3カ所採取を推奨しております。

採取
31

Q

パッキン等で採取量が数mmしか取れない場合でも
分析は可能ですか？

A

パッキンに限らず、必要採取量が取れない場合があると思います。採取量が少量となる場合はご相談ください。可能な限り対応致します。

採取
32

Q

サンプルの採取量はどれくらい必要ですか？

A

成形板であれば3cm角程度、保温材、吹付材であればゴルフボール大程度が必要となります。試料の採取量が記載された、採取袋をご用意しております。ご活用下さい。

採取
33

Q

自分のやっている採取方法が、本当に正しいかわかりません。

A

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止マニュアル」(令和6年2月改正)に詳しく記載がありますが、お気軽にお電話してください。経験豊富な技術者が採取方法、採取道具に関してもアドバイス致します。

採取
34

Q

採取は資格なしで出来ますか？

A

採取箇所の指定は調査者の資格を持つ者が行う必要がありますが、採取自体は資格なしで行うことが出来ます。

採取
35

Q

採取は、1検体につき、何カ所から採取すればよいですか？

A

建材は通常1カ所1検体ですが、吹付材、建築用仕上塗材は3カ所からの採取が推奨されます。